

監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年7月1日

上田市監査委員 東方 久 男  
同 池上 喜美子

## 各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
<b>令和3年度 定期監査に基づくもの</b>					
1	R3	政策企画部	政策企画課	一体性があると思われる業務委託で、これを分割発注しそれぞれ同一1者と随意契約としている事例について、分割すべき妥当性がある理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。【新型コロナウイルス感染症対策室 施行】①新型コロナウイルス感染症予防啓発 市役所本庁舎ブルーライトアップ事業業務委託 ②新型コロナウイルス感染症予防啓発 市役所南庁舎ブルーライトアップ事業業務委託)	指摘の業務は担当課が施行した業務を地域振興対策費により当課が支払を行ったものです。業務委託、契約は施行担当課にて行ったものではありませんが、今後、施行担当課から事前相談の際に、契約方法の妥当性の確認を徹底するよう、注意喚起します。
2	R3	政策企画部	丸子文化会館	工事請負費としての支出が適正と思われる和式トイレの洋式化について、修繕料で支出されていました。(ホワイエ女子トイレ(和式)2台の洋式化)	ご指摘いただいた事項を踏まえ、令和4年度のトイレ洋式化工事の予算計上は、工事費として実施いたします。
3	R3	政策企画部	上田市交流文化芸術センター	一体性があると思われる業務委託で、これを分割発注しそれぞれ同一1者と随意契約としている事例について、分割すべき妥当性がある理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。(①レセプションist研修(基礎編)実施業務 ②レセプションist研修(実技編)実施業務)	今後は一括の発注をすることとし、条例及び関係諸規定を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。
4	R3	総務部	行政管理課	競争見積合せにより業者決定をすべき10万円以上の修繕について、緊急性を理由として1者随契をしている事例がありました。施行同日、施行期間を考えると、複数者からの見積書を徴し業者決定をすべきであったと考えます。【管理課 施工】上田駅前ビルパレオ5階照明器具修繕 施行同日R2.7.15 施行期間R2.7.29～8.1)	・本件は、教育委員会事務局の執務室内の照明切れに伴い、執務にあたる職員の業務に支障をきたす恐れがあり、早急な対応が必要となったことから、緊急性を理由として1者随契を行ったものです。 ・しかし、結果として施行までにかかった時間を考えると、見積合せをすることも可能であったものと考えられるため、今後は、修繕箇所の緊急性等を勘案しつつ、スケジュールを精査し、財務規則に則った施工を行うよう努めます。
5	R3	総務部	庁舎整備室	一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。((1)①大手町会館西側家屋解体工事 ②大手町会館西側家屋解体及び外壁塞ぎ工事 (2)①上田市役所駐車場整備事業 造成工事 ②上田市役所駐車場整備事業 舗装工事 ③上田市役所駐車場整備事業 附帯工事)	本件は、新本庁舎建設工事において、旧市役所駐車場で、先行して地中熱工事に着手することとなり、仮駐車場の整備が必要となり工事を行ったものです。 (1)①においては、(2)①の造成工事に着手するため必要だった工事で、先行して家屋の解体をし進入路の確保を行ったものです。(2)②については、造成工事終了後、現場の状況により舗装が必要と判断されたため工事を行ったものです。(2)③については、近隣住民から要望を受け、目隠しフェンス、防犯灯等の設置工事を行ったものです。 これらの工事は、結果として、施工方法に疑義が残ることとなってしまいましたが、事前に工事計画・事業進捗管理を行っていれば、競争入札も可能であったと思われます。今後は、競争入札を原則とし、事業の進捗管理を行ってまいります。また、随意契約とする場合は、随意契約ガイドラインに沿った手続きしてまいります。

## 各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
6	R3	財政部	契約検査課	<p><b>【重点監査事項(修繕料の契約事務について)意見】</b>            修繕施工の事務処理の人的・時間的余裕から考え、修繕料における1者のみの見積書徴取で可とする「10万円未満」という規定の上限を引き上げ、事務軽減を図る必要があると考えます。事務軽減と競争性確保、また業者選定の公平性とのバランスを考慮しながら適切な上限額を全庁的に精査し、上限額引き上げの財務規則改正の検討をする必要があると考えます。</p>	修繕料の契約事務について県内他市を調査したところ、1者のみの見積書徴取を可としているのは、上田市を含め14市が「10万円未満」としておりました。また、担当課に聞き取り調査を実施した結果、当市においては競争性や公平性の確保を図るため、現行どおり「10万円未満」とするのが妥当であると考えております。なお、緊急対応を要する修繕については、1者のみの見積書徴取を可としていますが、事案発生から工事着手まで7日以上かかる場合は、2者以上から見積書徴取するように、業者選定方法等について全庁周知いたしました。
7	R3	生活環境部	廃棄物対策課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、使用前納付が原則とされていますが、調定日、納付日も使用後となっている事例がありました。(下郷マレットゴルフ場(河川工事のための資材置き場等)行政財産の目的外使用料)	年度切替時や人事異動等に伴う業務引継等において、関連事務に遺漏なきよう、改めて徹底を図ります。
8	R3	生活環境部	住宅課	一体性があると考えられる修繕を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。(1)①上田原団地B棟修繕(北面 東側露切り削除) ②上田原団地B棟修繕(北面 西側露切り削除) (2)内堀団地共用通路照明設備修繕 U-1棟～U-10棟まで棟ごと10件)	次年度以降は、修繕対象住宅の状況について職員間で情報共有を図り、関係法令等が遵守されているかチェックを行うことにより、適切な事務処理に努めてまいります。
9	R3	福祉部	福祉課	<p><b>【意見】</b>            「たすけあい資金貸付金」事業について            上田市社会福祉協議会が実施する要保護世帯に対する応急援護のための貸付事業「たすけあい資金貸付金」事業に対し、令和2年度、300万円の補助を行っています(民生費-社会福祉対策事業費「たすけあい資金貸付事業補助金」)。            令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯への応急援護のために補助したものであり、補助金交付額300万円に対し、協議会による要保護世帯への貸付実績は89件で403万円となっています。            当該貸付事業は、昭和44年に上田市社会福祉協議会が始めたもので、市は、平成21年度以降、リーマンショックによる生活相談者急増等の際に、当該貸付事業に対し随時補助金を交付しており、その交付額は累計で1,400万円となっています。            要保護世帯への応急援護の貸付という性格上、返済されない貸付金も想定されるものの、当該事業は貸付事業であり、貸付期間は10か月以内(特別の事情がある場合は6か月以内で猶予できる)のため、貸付者から返済された原資は、補助金累計交付額そのままではなくても残っているはずですが、補助金交付申請書や実績報告書には、当該年度の貸付見込件数及び金額が記載されているのみで、貸付原資残額の記載がありませんでした。</p>	補助金交付要領及び申請様式の見直しを実施し、申請時に貸付原資残額を含む貸付状況のわかる書類を添付することとした。 徴収不能となっている貸付金や事業終了後の取扱いについて、事業主である上田市社会福祉協議会と協議し、今後も継続的に協議することを確認している。

## 各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
				<p>補助金交付額が適切かを判断する上で、現時点での貸付金原資残額の記載を求め、それに対し新たに交付する補助金額が適切かどうかを検証した上で補助金交付を行う必要があると考えます。</p> <p>また、貸し付けたまま返済されない貸付金を今後どうしていくのかということや、本貸付事業が終了となった場合、貸付金原資はどう取り扱うのかということについて、検討し取り決める必要があると考えます。</p>	
10	R3	健康こども未来部	健康推進課	<p>相染閣の浴室内カラン交換について、修繕料で施工しているものと工事請負費で施工しているものが混在している事例がありました。</p>	<p>修繕と工事の区分を明確した上で、適切な分類で起案・発注いたします。</p>
11	R3	健康こども未来部	健康推進課	<p>業務委託の単価契約において、施行伺に設計金額が記載されておらず「別紙のとおり」となっており、別紙に単価予定価格×予定数量＝設計金額が記載されている事例がありました。設計金額により決裁区分等も異なるため、決裁文書である施行伺に設計金額を記載する必要があります。(～朝から健幸～「あたま・からだ元気体操 夏の部」業務委託)</p>	<p>監査結果のとおり、決裁文書である施行伺に設計金額を明記します。</p>
12	R3	健康こども未来部	保育課	<p>一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。(①東部保育園トイレブース・配線改修工事 ②東部保育園トイレ便器改修工事)</p>	<p>②東部保育園便器改修工事については、解体が予定されていた旧神川第二保育園に設置されていた幼児用トイレの移設を主たる目的とした工事、①東部保育園トイレブース・配線改修については、トイレブース等の改修や電機配線等の工事であり、工事の性質が異なるため別途発注したのですが、今後同様のケースがあった場合には、同一工事として対応できるものか検討のうえ発注します。</p>
13	R3	健康こども未来部	保育課	<p>行政財産の目的外使用料の収入科目は「使用料」ですが、「諸収入」で収入している事例がありました。(行政財産使用料(塩田中央保育園)LPガス安心システム無線中継器設置)</p>	<p>令和3年度から、収入科目を使用料に変更しました。</p>
14	R3	健康こども未来部	子育て・子育て支援課	<p>収入の原因が確定した時から1か月以上経過した後、調定処理が行われている事例がありました。(子育て短期支援事業利用者負担金 4件)</p>	<p>収入の原因が確定した時、速やかに調定処理を行うよう、担当内での周知徹底を図ります。</p>
15	R3	農林部	森林整備課	<p>50万円を超える随意契約の委託業務施行伺で、副市長決裁がなされていない事例がありました。(市有林森林整備事業業務委託(下刈))</p>	<p>再発防止に向け、上田市事務処理規則の再確認・順守を徹底するとともに、決裁時においても慎重にチェックして参ります。</p>

## 各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
16	R3	都市建設部	土木課	<p><b>【意見】</b>            ア 国庫支出金請求その他に係る不適切な事務処理について            国庫支出金の請求において、以下の誤りがありました。            ①土木管理費補助金 - 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金(下吉田久保林線))について、未契約繰越で出来形0のため本来請求できないはずのところ、概算払の請求をし19,559,000円の補助金交付を受けた結果、国庫補助金の過大請求となっています。            ②道路橋りょう費補助金 - 社会資本整備総合交付金(小泉2号線、上田橋下堀線)について、本来補助金6,442,000円を受けるべきところを、3,000,000円の補助金請求しかせず、3,442,000円の補助金を受けていませんでした。            ③道路橋りょう費補助金 - 社会資本整備総合交付金(道路メンテナンス補助金(橋梁長寿命化、トンネル長寿命化))について、本来補助金65,911,000円を受けるべきところを、58,876,000円の補助金請求しかせず、7,035,000円の補助金を受けていませんでした。            また、国庫支出金に係る事務処理において、以下の誤りもありました。            ④公共土木施設災害復旧費補助金(三郎川)について、国庫補助金の予算計上をせずに補助金1,100,550円の交付を受けています。            ⑤道路橋りょう費補助金 - 社会資本整備総合交付金(小泉2号線)について、繰越明許費分の補助金12,450,000円を、財務会計システム上令和2年度繰越明許費で受けるべきところを令和2年度現年分として処理しています。令和2年度決算書としては、現年分と繰越分との区別はありませんが、内部事務上は当然に現年分と繰越分は区分して管理されるべきものです。            以上①～⑤は、補助金等に係る財務事務の管理が不適切であると言わざるをえません。            担当課に聞き取りを行ったところ、災害復旧事業やインフラ長寿命化修繕事業等で多くの補助金メニューや路線を扱うこととなり事務事業量が增大し、各事業の進捗状況や全体事業費の把握が不十分となっていたことが大きな要因とのことでした。            災害発生や新たな事業開始などに伴い事務量が増えた場合には、どういった事務処理上のリスクが発生するかを事前に察知し、人員増の要求や新たな事務処理方法の検討等、未然に問題発生を防止するための体制を構築しておく必要があると考えます。            今後、どのようにすれば内部統制が図られるかという観点で、実効性のある抜本的対策を講じてください。</p>	<p><b>【経過】</b>            [国庫支出金の請求]及び[国庫支出金に係る事務処理]につきましては、担当職員の作業に対する認識や知識、また、自己マネジメント能力の不足に加えて、令和元年東日本台風災害の復旧工事の本格化、国土強靱化による事業費の増加、度重なる事業費の変更や国土強靱化地域計画の策定といった新たな業務の実施が要因の一つです。            これにより、課全体も多忙となり、職員の状況把握、事業のマネジメント、相談や応援といった対応も充分出来ていないことが原因です。</p> <p><b>【措置、対応】</b>            今回の不適切事務の再発防止策として、実効性のある次の3項目を実施しております。</p> <p><b>①職員間の情報共有</b>            これまでの予算管理台帳では、執行管理が困難なことから、あらたに関係課で共有出来る国庫補助事業台帳を作成し、各地域自治センターを含め全職員が情報を共有するようにしました。            これにより関係者全員が国庫補助事業の進捗や事業費の変更等を容易に把握、チェックが可能となっています。</p> <p><b>②チェック体制の見直し</b>            各地域自治センター関係課と国庫補助事業についての調整会議も定期的に行うことし、実施状況のチェックを行います。            また、担当する職員の見直しも行い、国庫補助事業の集計事務や地域自治センターとの調整業務の担当と、土木課共有メールの処理業務を別の担当者の分担とし、業務負荷の改善を図りました。            さらに、組織として職員の状況把握を徹底するため、定期的に課内会議も開催して懇談を行い、普段から管理監督職員による積極的な声かけによる相談できる職場づくりに努めます。</p> <p><b>③事務職員の増員</b>            4月の人事異動により、国庫補助事務担当として財務経験のある事務職員1名と新規職員の事務職員1名が配属となりました。            これまでの技術職員だけの体制でなく、事務職員も加えた組織体制としました。</p> <p>本件は、土木課の組織的なフォローがあれば防げたものと考えております。            ①～③の再発防止策を着実に実施し、二度とこのような事態が無いよう努めてまいります。</p>
17	R3	丸子地域自治センター	市民サービス課	<p>市営住宅の温水器取替について、修繕料で施工しているものと工事請負費で施工しているものが混在している事例がありました。</p>	<p>修繕と工事の区分を明確にし、適切な分類で発注いたします。</p>
18	R3	真田地域自治センター	建設課	<p>一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をした施工方法に疑義が残る事例がありました。(①道路改良工事(小玉神社線)側溝工 ②道路舗装工事(小玉神社線)舗装工)</p>	<p>本件工事は、隣接の民間工事との工程調整や自治会要望に対応したため、指摘のとおり結果となりました。            今後は地元関係者との事前協議を十分に行い適切な工事発注に努めてまいります。</p>

## 各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
<b>令和3年度 定期監査に基づくもの</b>					
19	R3	上下水道局	上水道課	賃借料としての支出が適正と思われる水道系設計積算システム利用料について、委託料で支出されていました。(水道系設計積算システム利用料(12か月分))	今後、賃借料として支払いします。
20	R3	上下水道局	上水道課	修繕費において少額随契を適用できる予定価格は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号及び上田市上下水道事業会計規程第140条第6号により50万円以下ですが、50万円を超える予定価格で、入札によらず2者以上による見積合せにより施工している事例がありました。 なお、これらの事例はすべて予定価格が50万円を超え130万円以下ですが、「修繕工事」ということで工事に該当するのであれば(工事においては少額随契を適用できる予定価格は130万円以下)、工事請負費の科目から支出するのが適切と考えます。(中組配水池屋根修繕工事外2件)	今後、適正な事務処理の上、修繕費として支出してまいります。
21	R3	上下水道局	下水道課	修繕費において少額随契を適用できる予定価格は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号及び上田市上下水道事業会計規程第140条第6号により50万円以下ですが、50万円を超える予定価格で、入札によらず2者以上による見積合せにより施工している事例がありました。 なお、これらの事例はすべて予定価格が50万円を超え130万円以下ですが、「修繕工事」ということで工事に該当するのであれば(工事においては少額随契を適用できる予定価格は130万円以下)、工事請負費の科目から支出するのが適切と考えます。(マンホール修繕工事 菅平2工区 外10件)	今後、適正な事務処理の上、修繕費として支出してまいります。
22	R3	上下水道局	浄水管理センター	修繕費において少額随契を適用できる予定価格は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号及び上田市上下水道事業会計規程第140条第6号により50万円以下ですが、50万円を超える予定価格で、入札によらず2者以上による見積合せにより施工している事例がありました。 なお、これらの事例はすべて予定価格が50万円を超え130万円以下ですが、「修繕工事」ということで工事に該当するのであれば(工事においては少額随契を適用できる予定価格は130万円以下)、工事請負費の科目から支出するのが適切と考えます。(倉升ポンプ場階段修繕工事 外3件)	今後、適正な事務処理の上、修繕費として支出してまいります。
23	R3	上下水道局	浄水管理センター	入札により業者決定をすべき50万円を超える修繕について、緊急性を理由として1者随契をしている事例がありましたが、漏水確認から施工伺日、竣工日までの日程を考えると、十分入札が可能であり、入札に付すべきであったと考えます。(久保田ポンプ場1号ポンプ電動弁緊急修繕工事 漏水確認R2.1月中旬 施工伺日R2.4.15 施工期間R2.4.21～12.25)	配管漏水はボルトの増し締めにより応急処置できたため引き続き点検で確認することとしました。その後、新年度の4月点検で電動弁接続箇所が老朽化により破断の恐れがあることが判明し緊急発注しました。施工伺日から竣工日まで期間がありますが工場制作に期間を要したためです。 現場管理上緊急性があり、今後はわかりやすく発注理由を記載します。

## 各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
<b>令和3年度 定期監査に基づくもの</b>					
24	R3	教育委員会	教育施設整備室	<p>学校施設管理システムについて、①システムの導入業務委託と、②データ整備及びシステムへのデータセット業務委託とを分割して施行しています。①について競争見積合せを行い、その決定業者と②について1者随契しています。</p> <p>データ整備は当初職員で行う予定だったが、データ量が想定以上だったため委託したのですが、データ量を当初から把握し、①、②を一体として入札を行い業者決定すべきであったと考えます。(①学校施設管理システム導入業務委託 ②学校施設管理システムデータ整備及びシステムセット業務委託)</p>	委託業務内容を事前によく把握し発注するとともに、財務規則を遵守し、適正な事務処理を行います。
25	R3	教育委員会	中央公民館	<p>建物を解体した後の旧神川地区公民館敷地のうち、上田市消防団第10分団詰所のある敷地について、消防総務課への移管がなされていませんでした。(上田市国分字宮ノ前421番11、上田市国分字久保521番6、上田市国分字久保521番8)</p>	令和3年度中に移管を行いました。
26	R3	教育委員会	丸子地域教育事務所	<p>施設使用料について、調定書に歳入の根拠となるレジのジャーナルが貼付されていませんでした。(丸子体育施設使用料)</p>	指摘後、速やかにレジのジャーナルを調定書に添付いたしました。
27	R3	教育委員会	真田地域教育事務所	<p>入札に付すべき50万円を超える修繕について、見積合せにより施行している事例がありました。落雷による自動火災報知設備故障の修繕のため緊急を要するとの理由ですが、故障日が8月22日、施行何日が9月11日、見積合せ日が9月18日のため、入札によることが十分可能であったと考えます。(真田中央公民館自動火災報知設備修繕)</p>	<p>今後は、修繕箇所の緊急性等を勘案しつつ、財務規則に則って適切な事務処理を行うよう努めます。</p>
28	R3	教育委員会	武石地域教育事務所	<p>単価契約において、支出総額が設計金額(単価予定価格×予定数量)を大幅に超過している事例がありました。単価契約の設計金額は、単価予定価格×予定数量とする必要があり、設計金額により決裁区分等も異なるため、適切な設計金額の設定が必要です。(武石ともしび博物館事務管理委託料 支出総額901,780円 設計金額488,840円)</p>	<p>シルバー人材センターへの委託業務予算は、細々節レベルで除草委託489千円及び施設管理委託487千円に区分されていたが、設計段階で除草委託のみを支出総額としたためこのような事態となりました。</p> <p>今後は、予算書を再確認し、計上漏れのないよう徹底してまいります。</p>